

令和7年度 前橋市行政措置予防接種の種類と対象者

令和7年4月1日改定

No.	対象疾病（ワクチン）		対象者
1	季節性インフルエンザ	インフルエンザHAワクチン	生後6か月以上でB類の対象者を除く全年齢
		経鼻弱毒生インフルエンザワクチン	2歳以上19歳未満の者
2	経皮接種用乾燥BCG		予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者
3	沈降精製百日せき、ジフテリア破傷風、不活化ポリオ、ヘモフィルスb型混合（5種混合）		予防接種法で定める対象年齢外であって、15歳未満で医師が必要と認める者
4	沈降精製百日せき、ジフテリア破傷風、不活化ポリオ混合（4種混合）		予防接種法で定める対象年齢外であって、15歳未満で医師が必要と認める者
5	沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合（3種混合）		予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者
			5歳以上で初回免疫が完了している者
6	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド		予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者
7	不活化ポリオ		予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者
8	乾燥細胞培養日本脳炎		予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者
9	乾燥弱毒生麻しん風しん混合（MR）		予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者
10	乾燥弱毒生麻しん（M）		
11	乾燥弱毒生風しん（R）		
12	肺炎球菌13価（プレベナー）		2か月以上6歳未満で医師が必要と認める者
			高齢者または肺炎球菌による疾病に罹患するリスクが高いと考えられる者
13	肺炎球菌15価（パクニュバンス）		予防接種法で定める対象年齢外であって、18歳未満で医師が必要と認める者
			高齢者または肺炎球菌による疾患に罹患するリスクが高いと考えられる18歳以上の者
14	肺炎球菌20価（プレベナー20）		予防接種法で定める対象年齢外であって、6歳未満で医師が必要と認める者
			高齢者または肺炎球菌による疾患に罹患するリスクが高いと考えられる6歳以上の者
15	肺炎球菌23価（ニューモバックス）		B類の対象者を除く、2歳以上の者
16	ヒトパピローマウイルス感染症（HPVワクチン）	2価	予防接種法で定める対象年齢外であって、満10歳以上の女子で医師が必要と認める者
		4価	予防接種法で定める対象年齢外であって、満9歳以上で医師が必要と認める者
		9価	予防接種法で定める対象年齢外であって、満9歳以上の女子で医師が必要と認める者
17	水痘		予防接種法で定める対象年齢外であって、1歳以上で医師が必要と認める者
18	带状疱疹	乾燥弱毒生水痘ワクチン	50歳以上の者でB類対象者除く全年齢
		乾燥組換え带状疱疹ワクチン	B類の対象者を除く带状疱疹に罹患するリスクが高いと考えられる18歳以上の者 B類の対象者を除く、50歳以上の者
19	Hib感染症		予防接種法で定める対象年齢外であって、10歳未満で医師が必要と認める者
20	B型肝炎		(1) HBs抗原陽性の母親から生まれたHBs抗原陰性の乳児
			(2) ハイリスク者 （医療従事者、腎透析を受けている者、海外長期滞在者など）・一般の任意接種者
			(3) 汚染事故時 （事故後のB型肝炎発症予防）
			(4) その他 予防接種法で定める対象年齢外であって医師が必要と認める者
21	おたふくかぜ		1歳以上
22	A型肝炎		1歳以上の小児が推奨される
23	狂犬病		全年齢
24	破傷風		全年齢
25	髄膜炎菌		2歳以上56歳未満
26	RSウイルス		60歳以上
			妊娠24～36週の妊婦
27	新型コロナウイルス感染症		生後6か月以上でB類の対象者を除く全年齢

注) 予防接種の実施については、定期予防接種の実施要領に準拠して行う。

予防接種の実施については、予防接種リサーチセンター発行の「予防接種ガイドライン」最新版、医薬品医療機器等法に定められた 添付文書の用法用量による。

いずれの接種も定期接種の対象者は除く。

ワクチン添付文書以外の接種は、上記のワクチンであっても行政措置予防接種の対象外。